古代日本の暦に就て (7)

S・I生

今日まで號を追ふて述べた所を茲で一先づまとめて見ると，神代の暦の存在は十分肯定する事が出來ると思ふ．簡單に結論を述べると，次の通りとなる．

(1) 年と日とは古事記，日本書紀，共に神代の卷に記事があり，又，暦の成立の過程から推しても，神代に於て，年と日は既に存在したと云ふことが出來る．

(2) 月は月讀命の御名より推して，又，月立，望，晦等の和名により，更に暦の成立の過程より判斷して，其の存在を認めることが出來た．

(3) 日數は，「八日八夜」と云ふ風に，晝と夜とを別々に數へた．

(4) 春夏秋冬の四季の和名も，夙に神代からあつた．

(5) 一年の始めは春であつて，霞が立つのを見て年の改まるのを知つた．

(6) 月々の和名も，その起源は，古く神武天皇御東征の頃から存在した．月數は十二ケ月であつた．然し閏年があり，從つて，閏月が置かれたか何うかは，判然しない．(閏月に就ては後に考察することにする)

(7) 神代に於ける一年の總數が何日であつたかは，適確に知る材料がない．

(8) 年，月，日，三つの時間單位の相互關係は，如何であつたか？今一つ判然と知ることが出來ない．

さて，一年の總日數は，相當の年月を經る間には大体は決定して來る筈のもので，春霞の立つた時を春の初めとして居ては，實際の日數を讀む上に於て，十日乃至二十日は，年により，氣候により，其の時日に早晩があるのであるが，長い歳月を經て行く間には，自然と一年の日數は一定して來て，結局は366か，365日¼の，一年の總日數を把握するに至ることは自然であり，容易に考へられることである．そして一年の總日數が決まつて來れば，十二ケ月の一年を何度も繰返して行く間には，當然置閏の問題も生じて來るだらう．

出雲國造神賀詞(いづものくにのみやつこかむよごと)は，天孫降臨以來行はれて來た祝詞であると云はれて居るが(之には多少異論もあるが)其の中に

『八十日日(やそかび)は在れども，今日の生日(いくひ)の足日(たるひ)に』

と云ふことが載つて居る．八十日日とは，日の數の多いことを述べて居るのであるが，之は神代で八十日まで數へた記錄と見ることも出來る．又，生日と云ふのは，生き榮える日，足日と云ふのは，事の足り滿つる日と云ふので，共に“吉き日”と云ふ意味になる．日を數へ，又，日の吉凶を擇んだことも，想像出來るのである．

猶，古事記神代卷に，素盞男命の御子大年神(穀物の神)と伊怒比賣との間に生れ給ふた五柱の神に，大國御魂神，韓神，曾富理神，向日神，聖神が居られたことが載つて居るが，韓神の韓は朝鮮のことであり，曾富理神の曾富理は新羅の國曾尸茂梨のことで，牛頭の意味となる．向日神は日の方向によつて家相と地相と曆日を察するのを司つた神(南方熊楠氏說)で，聖神の聖は日知の意味で，日の吉凶を司つた神であると云ふ．(村田春海・柳田國男氏說)甚だ興味ある說だと思ふ．

支那の上代の書物である書經の虞書堯典には，『帝曰く，咨汝羲と和と，朞は三百有六旬有六日あり．閏月を以て四時を定め歲を成す』と載つて居るが，朞は一週年，旬は十のことであつて，卽ち帝堯(皇紀前1695年頃)の時旣に支那に於て斯くの如き曆が存在したことゝなるが，此の事實の眞僞は兎に角として，宋の祖沖之(皇紀1100年頃)の言に依れば，黃帝曆などの支那上代の曆は，後漢の四分曆と同樣，一年の總日數は365日¼であつて，閏月を置いたと云ふから，余程古くから可成り高度の曆が存在したと云ふことが出來る．

然し，吾が神代の曆は現在我々が知る處では，固有のものであつて，支那から傳來したものではないらしい．月立など云ふ和名のこと，晝と夜と別々に數へたことなど，其の著しい例であらう．平田篤胤が說いた樣に，少彥名神や大國主命が支那に渡られ，彼國に我國の曆を傳へられたと斷ずることは差控へることゝするが，兎に角，日本へ支那の曆が來る以前から旣に我國には上に述べた樣な獨特の固有曆があつたと云ふことが出來るし，他方，本居宣長が眞曆考に說いた樣な所謂自然曆の存在も認めることが出來るのである．之は一見矛盾ある所論の如くであるが，曆の成立の過程の順から行けば，眞曆考の中に書いてある樣な天地自然の曆は，先づ最初のものであり，此の自然曆が進化して來て，筆者の考證した如き神代曆と成るもので，謂はゞ，神代曆は其の次に來るべきものなのである．そして神武天皇御東征頃になつて，支那人或は朝鮮人が我國に漂着或は渡來して來て，御東征甲寅の年の頃，初めて干支による日の記錄法が用ひられる樣になつたが，其後も神代曆は長く大和民族の間に於て用ひられたもので，夫れは筆者が本論文冒頭に於て述べた樣な古代曆とは別個の存在であつた樣である．之れは後述する處により次第に明確になつて來ることゝ思ふ．

さて魏志倭人傳に述べてゐる倭國とは，當時の日本の何處を指して居たか，詮索することは今暫く措くことゝするが，前漢書の地理志にも，倭國は百余國に分れて居たことを述べて居る．之は國郡が多數の區劃に分れて居たことを記述して居るのであつて，其の國々によつて，昔ながらの神代曆を用ひたり，或は舶來の古代曆を用ひたりしたものと，推定することが出來るのであつて，又，

神代曆はおろか，倭人傳に記して居る樣な，單に“春耕秋收を計つて年紀とした”地方もあつたのであらう．偶々魏略の著者魚泰は，其の狀態を報告して，其樣なことを書いたのであらう．

書紀崇神天皇の十年(皇紀573)の條に，『遠荒人等正朔を受けず，是れ未だ王化に習はれざるか』と云ふことが見へて居る．此の正朔と云ふことについては，二つの說があり，一は曆のことであるとし，他は，正朔と云ふのは，漢文の潤飾であつて，法律又は命令のことゝ解すべきものであると云ふ．前者は，中根元圭が皇和通曆に於て採る所であり，後者は，件信友が比古婆衣に於て之を反駁せる所のものである．

誠に，意味は信友の云ふ通り解さねばならぬと思ふが，正朔と殊更に日本書紀に記して居る以上は，只，潤飾とのみ解するは如何か？筆者は，之を以て，我國上代に於て少くとも二つ以上の種類の曆が行はれて居た有力なる證據と考へるのである．併し，何處の郡で何の曆が用ひられ，何處の地方で何の曆が用ひられて居なかつたと云ふ樣なことは，適確に云ふことが出來ないが，上代の諸國の郡名鄕名に日置（又へき）と云ふのがあり，又，姓氏に日奉氏，民部に日置部，日祀部と云ふのがあるので，古記錄によつて，其の分布を髣髴ながらも推定出來るのである．

最古の和漢辭書である倭名類聚鈔(皇紀1590年頃)には，郡名として，薩摩國に日置(比於木)と云ふのが載つて居る．又，日置鄕として次の通り十四個の地名が記されて居るのである．

1 安房長狹郡	6 大和葛上郡	11 出雲神門郡
2 越後蒲原郡	7 丹波多紀郡	12 周防佐婆郡
3 能登珠洲郡	8 丹後與謝郡	13 長門大津郡
4 尾張海部郡	9 但馬氣多郡	14 肥後玉名郡
5 伊勢壹志郡	10 因幡氣多郡	

日置部は，每日日數を讀み，月を數へ，年を計へる一つの役で，又，日置(比於木)と簡單に云ふ．更に幣岐(へき)又は比伎(ひき)，又，約言して置(おき)とも云ふ．孝昭天皇（皇紀186—268）の皇后を世襲足媛と申すが，舊事紀には『世襲足命亦名日置姬命』と申し奉つた事が記載せられて居る．古事記には『尾張連の祖奥津余曾の妹名は余曾多本毘賣命』となつて居る．之れは日置と云ふ言葉の記錄に見える最初であらう．

（皇紀2600年7月5日夜）